

7年市長提出第45号議案

令和6年度

瀬戸市下水道事業会計補正予算

(第4号)

令和6年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和6年度瀬戸市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度瀬戸市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条中「2,568,170千円」を「2,681,770千円」に改める。

第3条 予算第4条本文括弧中「463,347千円」を「463,397千円」に、「145,242千円」を「151,847千円」に、「78,705千円」を「72,150千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収		入	
第1款 資本的収入	2,772,283 千円	113,550 千円	2,885,833 千円
第1項 企業債	1,604,100 千円	72,600 千円	1,676,700 千円
第4項 補助金	817,100 千円	40,950 千円	858,050 千円
支		出	
第1款 資本的支出	3,235,630 千円	113,600 千円	3,349,230 千円
第1項 建設改良費	2,568,170 千円	113,600 千円	2,681,770 千円

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道 建設事業	千円 1,604,100	普通貸借は 又証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率 見直し方式で借り 入れる公的資金に ついて、利率の見 直しを行った後 においては、当該 利率見直し後の利 率)	公的資金 について は、その融 資条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者との協 定によるも ので償還す る。ただし、 市財政の都 合により、 据置期間及 び償還期間 を短縮し、 若しくは繰 上償還し、 又は低利債 に借換えす ることがで きる。	千円 1,676,700	補 正 前 と 同 じ	補 正 前 と 同 じ	補 正 前 と 同 じ

令和7年3月24日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之